

目 次

第1章 年金制度のしくみ

第1 国民年金のしくみ…………… 14

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 国民年金とは／14 | 5 保険料と基礎年金の費用／23 |
| 2 保険者／16 | 6 給付の種類／33 |
| 3 被保険者／17 | 7 国民年金基金／35 |
| 4 基礎年金番号と基礎年金番号通知書／21 | 8 農業者年金基金／36 |
| | 9 年金額の改定方法／37 |

第2 厚生年金保険のしくみ…………… 40

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1 厚生年金保険とは／40 | 6 保険料／52 |
| 2 保険者／41 | 7 厚生年金基金／56 |
| 3 適用事業所／42 | 8 給付の種類／58 |
| 4 被保険者／44 | 9 被保険者期間／60 |
| 5 標準報酬月額および標準賞与額／49 | 10 年金額の改定（再評価率の改定）方法／62 |

第2章 国民年金と厚生年金保険の給付

第1 老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給要件と年金額…………… 68

I 老齢基礎年金…………… 68

- | | |
|--------------------------------------------|---------------------|
| 1 老齢基礎年金の対象となるか／71 | るか／93 |
| 2 必要な加入期間があるか／72 | 5 年金額はどう計算するか／95 |
| (坑内員・船員の被保険者期間／74, 共済組合期間の特例／78, 沖縄の特例／84) | 6 付加年金を受けられる人は／100 |
| 3 加入期間とは／86 | 7 支給の繰上げ・支給の繰下げ／101 |
| 4 老齢基礎年金はいつから受けられ | 8 振替加算はつくか／106 |

II 老齢厚生年金…………… 110

- 1 老齢厚生年金を受けられるか／115
- 2 定額部分と報酬比例部分はどう計算するか／130
- 3 60歳前半半の在職老齢年金の調整／150
- 4 65歳からの老齢厚生年金はどう計算するか／159
- 5 在職者が退職したとき、65歳に達したとき／166
- 6 加給年金額はつくか／170
- 7 60歳台後半の在職老齢年金／176
- 8 在職者が70歳到達前に退職したとき／180

◆特例老齢年金を受けられるとき／184

第2 障害基礎年金および障害厚生年金（障害手当金）の受給要件と年金額	186
I 障害基礎年金	186
1 国民年金の被保険者期間中などに初診日がある場合／187	
2 20歳前に初診日がある場合／192	
3 障害基礎年金の額はいくらか／195	
4 子の加算額はつくか／196	
II 障害厚生年金	198
1 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある場合／201	
2 障害厚生年金の年金額はどう計算するか／204	
3 配偶者の加給年金額はつくか／207	
◆障害等級表／209	
第3 遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給要件と年金額	213
I 遺族基礎年金	213
1 国民年金の被保険者などが死亡した場合／215	
2 遺族基礎年金を受けられる遺族か／219	
3 遺族基礎年金の額はいくらか／221	
II 遺族厚生年金	222
1 厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合／226	
2 遺族厚生年金を受けられる遺族か／229	
3 遺族厚生年金の額はどう計算するか／232	
4 中高齢の加算はつくか／238	
5 経過的寡婦加算／240	
◆特例遺族年金を受けられるとき／243	
第4 国民年金の寡婦年金および死亡一時金の受給要件と年金額	244
I 寡婦年金	244
II 死亡一時金	247
第5 離婚時における厚生年金の分割	250
第6 第3号被保険者期間における厚生年金の分割	256
第7 日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の支給	260

第3章 旧法による老齢給付

第1 厚生年金保険法による老齢年金…………… 264

- 1 必要な加入期間があるか／265
- 2 基本年金額はどのよう計算するか／268
- 3 加給年金額はつくか／272

第2 国民年金法による老齢年金…………… 275

- 1 期間は一定期間以上あるか／277
- 2 老齢年金はいつから受けられるか 算するか／282
- 3 老齢年金の額はどのように計算するか／280

第3 通算老齢年金…………… 287

I 通算老齢年金を受けられる条件…………… 289

- 1 通算対象期間／290
- 2 通算対象期間の計算／291
- 3 通算対象期間の確認請求／293
- 4 2つ以上の制度に加入しているとき／294

II 通算年金の年金額はどのように計算するのか…………… 302

- 1 厚生年金保険の通算老齢年金の額／302
- 2 国民年金の通算老齢年金の額／306
- 3 船員保険の通算老齢年金の額／310

第4章 年金の請求, 支払い, 支給停止等

第1 年金の請求…………… 312

- 1 受給要件を満たせば自動的にもらえるか／312
- 2 新法の年金の裁定はどこで行われるか／317
- 3 旧法の老齢年金の裁定はどこで行われるか／320
- 4 年金はいつからいつまで受けられるか／321
- 5 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達したとき——
諸変更裁定／323

第2 年金の支払い…………… 325

- 1 年金の支払日と支払額はどのようになっているか／325
- 2 年金の支払いの通知方法はどのようになっているか／327

第3 年金の支給停止…………… 330

- 1 支給停止の事由および内容／330

	2 年金額の改定・支給停止・受給権の消滅（まとめ）／338	
第4	年金の併給調整	346
	1 国民年金の基礎年金と厚生年金保険の年金が受けられる場合／346	
	2 障害基礎年金・障害厚生年金が受けられる場合／348	
	3 65歳以上で遺族厚生年金と老齢給付が受けられる場合／349	
	4 遺族厚生年金と遺族共済年金が受けられる場合（一元化前）／350	
	5 遺族給付を含む新法・旧法間の併給調整／352	
第5	年金の受給権の消滅	354
第6	年金と税金	359
第7	不服の申立て	368
第8	年金からの介護保険料の特別徴収	371
	1 介護保険制度とは／371	
	2 介護保険料の年金からの特別徴収について／372	
第5章 年金請求の手続		
	◎年金請求者が行う届出一覧	376
I	老齢給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	378
	老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ請求／393	
	老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求／395	
II	65歳到達時の年金請求	396
III	障害基礎年金の年金請求	400
IV	障害給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	407
V	遺族基礎年金の年金請求	415
VI	遺族給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	424
VII	寡婦年金の年金請求	438
VIII	死亡一時金の請求	443
IX	〔旧厚生年金保険〕老齢年金の年金請求	445
X	〔旧厚生年金保険〕通算老齢年金の年金請求	455
XI	〔旧国民年金〕老齢年金の年金請求	462
XII	〔旧国民年金〕通算老齢年金の年金請求	466
	年金加入期間確認請求／471	
	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（事前送付用）／474	
	年金請求書の添付書類／489	

第6章 年金受給者の手続

- ◎手続の要点…………… 494
- ◎年金受給者が行う届出一覧…………… 495
 - すべての年金に共通するもの／495 老齢給付／496
 - 障害給付／501 遺族給付／505
 - 1 誕生月がきたとき／508
 - 2 氏名を変えたとき／513
 - 3 住所や年金の受取り先を変えるとき／515
 - 4 年金を受けている人が死亡したとき／518
 - 5 死亡した人の未払いの年金・保険給付を受けようとするとき／520
 - 6 年金証書をなくしたときなど／523
 - 7 2つ以上の年金が受けられるようになったとき／524
 - 新法年金を含めて2つ以上の年金受給権があるとき（年金の支払いが日本年金機構と共済組合等の組合せの場合）／524
 - 年金の支払いがすべて日本年金機構から行われるものである場合／530
 - 8 受給権発生時の胎児が生まれたとき／535
 - 9 加算額（加給年金額）の対象者が死亡したときなど／537
 - 10 年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるとき／540
 - 11 年金の支給停止事由がなくなったとき／542
 - 12 特別支給の老齢厚生年金の裁定年月日から特例支給開始年齢到達日まで1年未満の人および在職により同年金の全額が支給停止されている人が、特例支給開始年齢から老齢厚生年金に加給年金額が加算されるようになったとき／560
 - 13 老齢厚生年金に加給年金額が加算されるようになったとき／561
 - 14 加算額・加給年金額の対象者である子が障害の状態となったとき／564
 - 15 特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が老齢基礎年金の支給の繰上げ請求をするとき／566
 - 16 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった人が老齢基礎年金・老齢厚生年金（またはいずれか一方の年金）を66歳以後に65歳からの支給を請求するとき／570
 - 17 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった人が老齢基礎年金・老齢厚生年金（またはいずれか一方の年金）の支給を66歳以後に繰り下げて受けようとするときなど／570
 - 18 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき／576
 - 19 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者でなく、かつ、障害の状態に該当することにより特例を請求するとき／579
 - 20 特別支給の老齢厚生年金の障害者特例に該当していた受給権者の障害の程度が軽くなったとき／583
 - 21 加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったとき／584

- 22 加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられなくなったとき／588
- 23 配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金または障害年金を受けられるようになったため、老齢基礎年金に振替加算が加算されるようになったとき／592
- 24 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が、額計算の基礎となる組合員等期間が240月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき／594
- 25 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が、障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき／596
- 26 障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていたのが、障害給付を受けられなくなったとき／598
- 27 障害基礎年金・障害厚生年金の受給権者が、生計維持関係にある配偶者または子を有するに至ったとき／600
- 28 障害給付の受給者の障害の程度が重くなったとき／605
- 29 障害給付の受給者が定められた程度の障害の状態に該当しなくなったとき／612
- 30 労働基準法による障害補償を受けられるとき／615
- 31 被保険者または被保険者であった人の死亡の当時胎児であった子が出生したとき／617
- 32 遺族給付の受給者が婚姻したときなど／619
- 33 遺族給付の受給権者の所在が1年以上不明のときなど／621
- 34 遺族基礎・厚生年金の受給権がある子などが障害の状態になったとき／624
- 35 遺族基礎年金を受けている子が父または母と生計を同じくするようになったとき／626
- 36 55歳以上60歳未満で障害の状態にある遺族厚生年金の受給権者が、60歳未満で障害の状態でなくなったとき／628
- 37 共済組合等が支給する遺族年金の額に改定があったとき／629
- 38 遺族年金の寡婦加算額を受けている人が他制度から老齢（退職）年金、障害年金を受けられるようになったとき／630
- 39 障害年金と同一支給事由の他の公的年金制度等の障害給付の額が改定されて支給停止額が変わるとき／632
- 40 20歳前障害の障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が旧法による年金給付を受けられるときなど／634
- 41 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が受けている旧法による年金給付の額の変更のため支給停止額が変更となるとき／636

第7章 旧公共企業体の三共済組合に係る経過措置

- 1 被保険者資格等に関する経過措置等／640
- 2 年金給付の取扱い／645

- 3 老齢給付に関する経過措置／650
- 4 障害給付に関する経過措置／654
- 5 遺族給付に関する経過措置／656
- 6 国共済法による給付に関する経過措置／657

第8章 旧農林漁業団体職員共済組合に係る経過措置

- 1 被保険者資格等に関する経過措置等／664
- 2 年金給付の取扱い／667
- 3 老齢給付に関する経過措置／668
- 4 障害給付に関する経過措置／670
- 5 遺族給付に関する経過措置／672
- 6 旧農林共済法による給付に関する経過措置／673

第9章 社会保障協定による特例措置

- 第1 社会保障協定の概要…………… 678
- 第2 社会保障協定による被保険者の取扱い…………… 682
- 第3 社会保障協定による給付の取扱い…………… 690

第10章 一元化前の共済組合等と恩給の給付

- 第1 一元化前の共済組合等の年金給付…………… 712

- 1 退職共済年金に必要な加入期間があるか／713
- 2 年金を受けられる年齢か／718
- 3 退職共済年金の年金額はどのように計算するか／722
- 4 従前の退職年金の年金額はどのように計算するか／733
- 5 障害共済年金は受けられるか／739
- 6 障害共済年金の年金額はどのように計算するか／740
- ◆障害一時金／745
- 7 遺族共済年金は受けられるか／747
- 8 遺族共済年金の年金額はどのように計算するか／750
- 9 従前の遺族年金の年金額はどのように計算するか／756
- 10 退職共済年金等の受給権者が厚生年金保険の被保険者等となったとき／763
- 11 過去に受けた退職一時金等の返還／765

- 第2 恩給のしくみと給付…………… 767

- 1 恩給制度のしくみ／767
- 2 各種恩給の給与条件とその金額／779
- 3 恩給の改定、停止、消滅など／797
- 4 恩給の請求手続など／803

第11章 年金相談先一覧

- 1 日本年金機構（本部・事務センター）／808
- 2 日本年金機構（年金事務所）／809
- 3 街角の年金相談センター一覧／820
- 4 地方厚生局／824
- 5 ねんきんダイヤル／825
- 6 共済組合等／827
- 7 恩給／828
- 8 厚生年金基金／828
- 9 国民年金基金／828

付 録

（付録1）年金記録問題と特例措置／830

- 1 年金記録問題について／830
- 2 「ねんきん特別便」／836
- 3 加入記録が年金給付に結びつく例／838
- 4 年金時効特例法について／841
- 5 年金記録の訂正請求手続について／844
- 6 遅延加算金法について／845
- 7 厚生年金特例法について／846
- 8 「ねんきん定期便」／848
- 9 延滞金軽減法について／850
- 10 特定期間の保険料納付／852
- 11 特定事由に係る特例保険料の納付申出／854

（付録2）被用者年金一元化による主な改正点と経過措置／857

（付録3）受給資格期間の短縮について／883

（付録4）「年金制度機能強化法」による主な改正点／894

第2章 国民年金と厚生年金保険の給付

第1 老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給要件と年金額

I 老齢基礎年金

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、昭和61年4月1日に60歳未満の人、つまり大正15年4月2日以後に生まれた人を対象としています。ただし、昭和61年3月31日以前にすでに被用者の年金制度の老齢(退職)年金の受給権のある人は、引き続き旧制度の年金が支給されて、老齢基礎年金の対象とはなりません。(法附6031)

老齢基礎年金は、加入期間が10年以上ある人が65歳に達したときに受けられます(国年法26, 法附6012)。年金機能強化法の改正により、平成29年8月から、老齢基礎年金の受給資格期間は25年から10年に短縮されています。

なお、65歳という支給開始年齢は、昭和16年4月1日以前に生まれた人については、繰上げ支給の請求をすると60歳以上64歳までの希望する年齢まで引き下げられ(国年法附9の2)、繰下げ支給の申出をすると66歳以上70歳までの希望する年齢まで引き上げられます(国年法28)。また、昭和16年4月2日以後に生まれた人については、繰上げ支給の請求をすると60歳以上65歳未満までの希望するとき(月)まで引き下げられ(国年令12①)、繰下げ支給の申出をすると66歳以上75歳(または70歳)までの希望するとき(月)まで引き上げられます(国年令4の5①)。

●老齢基礎年金の年金額

本来の老齢基礎年金の年金額は780,900円に改定率（令和5年度は新規裁定者1.018、既裁定者1.015）を乗じて得た額（新規裁定者780,900円×1.018≒795,000円、既裁定者780,900円×1.015≒792,600円）とされています。

これによって令和5年度の老齢基礎年金の年金額は、新規裁定者795,000円（月額66,250円）、既裁定者792,600円（月額66,050円）となります。（国年法27）

ただし、保険料納付済期間が40年（昭和16年4月1日以前に生まれた人については、昭和36年4月1日からその人が60歳に達するまでの年数＝加入可能年数）に不足する場合は、その不足する期間に応じた分だけ減額されることになり、次の式で計算した額が支給されます。（法附6013）

$$795,000円 \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{保険} \\ \text{料納} \\ \text{付済} \\ \text{月数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{全額免} \\ \text{除月数} \\ \times 1/2 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{3/4 免} \\ \text{除月数} \\ \times 5/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{1/2 免} \\ \text{除月数} \\ \times 3/4 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{1/4 免} \\ \text{除月数} \\ \times 7/8 \end{array} \right)}{480月}$$

または ×

$$792,600円$$

* 国庫負担割合が2分の1に引き上げられる前の平成21年3月以前に保険料免除された期間については、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で、それぞれ計算されます。

* 上記の計算式の保険料免除期間には、学生の納付特例期間および納付猶予期間は含まれません。

* 任意加入被保険者は、保険料納付済期間および保険料免除期間（保険料の全額または一部免除期間）を合算した月数が480月に達したときに資格を喪失することとなります。

振替加算

老齢厚生年金・退職共済年金等の配偶者加給年金額の対象となっていた人のうち、昭和41年4月1日以前に生まれた人に支給される老齢基礎

年金には、受給者の生年月日に応じて228,100円または228,700円×（1～0.067）が加算されます（振替加算）。（法附6014）

振替加算についても、この加算額の基準は、224,700円に改定率（令和5年度は新規裁定者1.018、既裁定者1.015）を乗じて得た額（新規裁定者224,700円×1.018＝228,700円、既裁定者224,700円×1.015＝228,100円）とされています。

付加年金の年金額

付加年金の年金額は、次の式で計算した額です。（国年法44）

200円×付加保険料納付月数

年金額の端数処理

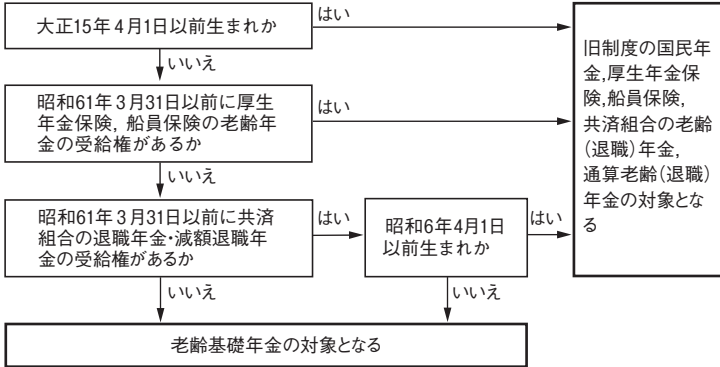
年金額計算の結果、年金額に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げます。（国年法17①）

被用者年金一元化法によって、平成27年10月以後に裁定または改定される年金額に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げられます。（国年法17①、被用者年金一元化法附則9）

※「年金機能強化法」の規定によって、平成29年8月より老齢基礎年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されました。これによって、72頁から85頁までの老齢基礎年金の資格期間に関する特例措置等のうち72頁の(1)および78頁の「共済組合期間の特例」から84頁の「私立学校教職員共済の特例」までは、老齢基礎年金については適用する必要がなくなりました。しかし、長期の遺族基礎年金等の受給資格（25年）を見る場合には、これらの特例措置等は従来どおり適用されるようになります。その場合には、「老齢基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金」と読み替えることになります。

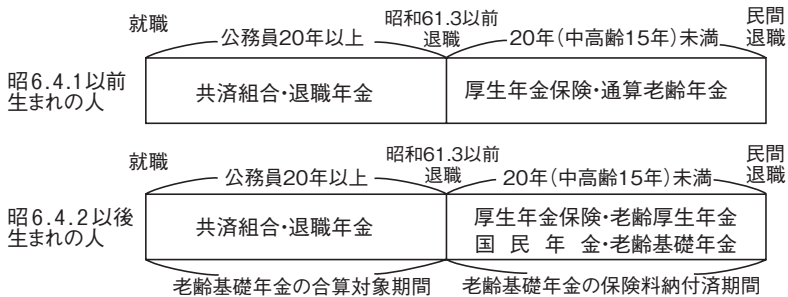
1 老齡基礎年金の対象となるか

<出発点>

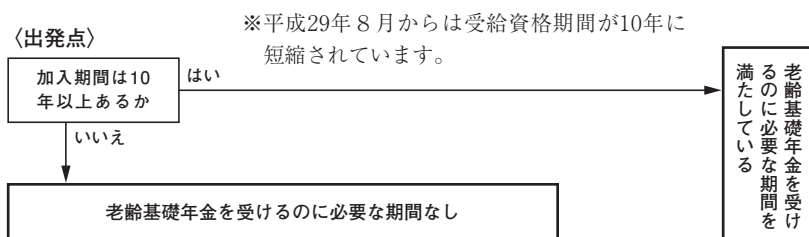


■留意点

- (1) 大正15年4月1日以前に生まれた人は、昭和61年3月31日以前の老齡(退職)年金受給権の有無にかかわらず、旧制度が引き続き適用されます。
- (2) 昭和61年3月31日以前に厚生年金保険、船員保険の老齡年金の受給権がある人は、生年月日に関係なく、旧制度が引き続き適用されます。
- (3) 昭和61年3月31日以前に共済組合の退職年金・減額退職年金の受給権がある人で、昭和6年4月1日以前に生まれた人は、旧制度が引き続き適用されますが、昭和6年4月2日以後に生まれた人は老齡基礎年金の対象となります。(法附6031①)



2 必要な加入期間があるか



■留意点

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算した期間が10年必要です。受給資格期間が10年に短縮されたのは平成29年8月からで、それまでは25年とされていたため、以下のようにこの25年の受給資格期間を短縮するさまざまな経過措置や特例措置が設けられていました。平成29年8月以後はこれらの経過措置や特例措置は、老齢基礎年金の受給資格期間には直接適用されることがなくても、遺族基礎年金などの受給資格（25年）を見る場合に適用されることになります。

- (1) 昭和5年4月1日以前に生まれた人の特例——昭和5年4月1日以前に生まれた人は、その生年月日に応じて、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生の納付特例期間および納付猶予期間を除く）とを合算し、次に掲げる期間以上あれば、老齢基礎年金が受けられます。（法附60)12①-1）

昭和2年4月1日以前に生まれた人……………21年

昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた人……………22年

昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた人……………23年

昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた人……………24年

※この特例は、平成29年8月以後は老齢基礎年金の受給資格期間を見るうえでは適用されることはなくなり、遺族基礎年金等について適用されることになりました。

- (2) 被用者年金制度の加入期間の特例——被用者の年金制度の加入期間（厚生年金保険・船員保険の被保険者期間，共済組合等の加入期間）のある人は，その生年月日に応じて，被用者の年金制度の加入期間が次に掲げる期間以上あれば，老齡基礎年金が受けられます。（法附6012①-2・3）

昭和27年4月1日以前に生まれた人……………20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた人……………21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた人……………22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた人……………23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた人……………24年

- (3) 厚生年金保険の中高齢者の特例——厚生年金保険の被保険者期間のある人は，その生年月日に応じて，40歳（女子と坑内員・船員は35歳）に達した月以後の被保険者期間が次に掲げる期間以上あれば，老齡基礎年金が受けられます。（法附6012①-4・5）

昭和22年4月1日以前に生まれた人……………15年
昭和22年4月2日から昭和23年4月1日までの間に生まれた人……………16年
昭和23年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた人……………17年
昭和24年4月2日から昭和25年4月1日までの間に生まれた人……………18年
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた人……………19年
※前記期間のうち，7年6カ月以上の期間が，第四種被保険者または船員任意継続被保険者以外の期間であることが必要です。

〔35歳または40歳に達した月以後とは〕

35歳または40歳の誕生日の前日の属する月以後をいいます。たとえば，昭和7年4月1日生まれの人の40歳に達した月以後とは，昭和47年3月以後ということになります。（次頁の35歳・40歳到達年早見表を参照）

〔35歳または40歳に達した月以後15年～19年とは〕

35歳または40歳に達してから厚生年金保険に加入した人のみに適用されるものではなく，35歳または40歳前に加入していた人でも，35歳または40歳に達した月以後に15年～19年以上の加入期間があればよいものです。

〔第四種被保険者・船員任意継続被保険者〕

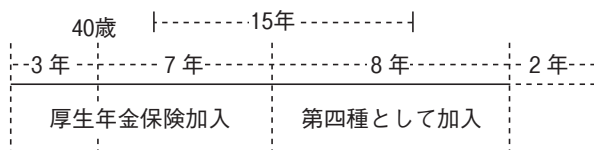
第四種被保険者または船員任意継続被保険者としての被保険者期間を含めて、35歳または40歳に達した月以後15年～19年以上の条件を見るときは、35歳または40歳以後の15年～19年に7年6カ月以上第四種被保険者または船員任意継続被保険者以外の被保険者期間がなければ老齢基礎年金を受けられないことに注意してください。(法附60)12 ①)

35歳・40歳到達年早見表

年齢 生年	35歳		40歳		年齢 生年	35歳		40歳		年齢 生年	35歳		40歳	
	昭和	昭和	昭和	昭和		昭和	昭和	昭和	昭和		昭和	昭和	昭和	昭和
大正15年	昭和36年	昭和41年	昭和10年	昭和45年	昭和50年	昭和19年	昭和54年	昭和59年						
昭和2	37	42	11	46	51	20	55	60						
3	38	43	12	47	52	21	56	61						
4	39	44	13	48	53	22	57	62						
5	40	45	14	49	54	23	58	63						
6	41	46	15	50	55									平成
7	42	47	16	51	56	24	59	元						
8	43	48	17	52	57	25	60	2						
9	44	49	18	53	58	26	61	3						

次の例では、40歳に達した月以後15年の加入期間がありますが、15年に8年の第四種被保険者としての加入期間がありますので、あと2年（20年になるまで）第四種被保険者にならなければ老齢基礎年金は受けられません。

(例) 昭和16年4月1日以前生まれ

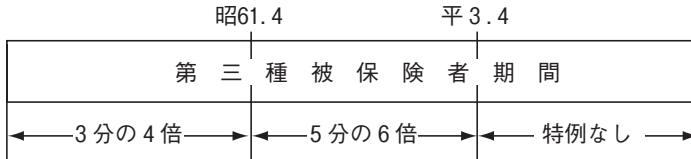


●坑内員・船員の被保険者期間

厚生年金保険の第三種被保険者である坑内員と船員（昭和61年4月1日前の船員保険の被保険者期間も厚生年金保険の第三種被保険者期間とみなされま

す)の平成3年3月31日までの被保険者期間については、次のような特例が設けられています。(法附(60)47)(76頁の坑内員・船員期間換算表を参照)

- (1) 昭和61年4月1日前の期間……実際の加入期間を3分の4倍する
- (2) 昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの期間……実際の加入期間を5分の6倍する



これらの特例が適用されるのは平成3年3月31日までの期間で、平成3年4月1日以後の期間は、一般の被保険者と同様に扱われることになっています。

〔戦時加算〕

昭和19年1月1日から昭和20年8月31日までの間に坑内員として加入した人に加算されるもので、実期間を3分の4倍した期間の3分の1の期間が戦時加算の期間となります。(厚年法附24)

坑内員戦時加算期間早見表

年 \ 月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	—	$\frac{4}{9}$	$\frac{8}{9}$	$1\frac{1}{3}$	$1\frac{5}{9}$	$2\frac{2}{9}$	$2\frac{5}{9}$	$3\frac{1}{3}$	$3\frac{5}{9}$	4	$4\frac{4}{9}$	$4\frac{8}{9}$
1	$5\frac{1}{3}$	$5\frac{5}{9}$	$6\frac{2}{9}$	$6\frac{5}{9}$	$7\frac{1}{9}$	$7\frac{5}{9}$	8	$8\frac{4}{9}$	$8\frac{8}{9}$	—	—	—

注)この表は、昭和19年1月から昭和20年8月までの間に坑内員の実加入期間が何年何月あるかによって、年と月のまじわったところの数字が、戦時加算期間となっています。

昭和19年1月から昭和20年8月までの間を含んだ坑内員の被保険者期間は、この表による期間と次頁の表の昭和61年4月1日前の期間の坑内員・船員期間換算表による期間とを合算した期間です。

また、昭和16年12月8日から昭和21年3月31日までの間に船員保険に加入していた人で、一定の戦争危険のある海域を主として航行する船舶に乗り組んで

いた場合に、次のように加算されます。(船保法附(2)2, 船保法附(2)3)

※昭和16年12月8日から昭和18年12月31日までの期間については、1月に対し

坑内員・船員期間換算表〔昭和61年4月1日前の期間〕

年\月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	—	1½	2½	4	5½	6½	8	9½	10½	12	13½	14½
1	16	17½	18½	20	21½	22½	24	25½	26½	28	29½	30½
2	32	33½	34½	36	37½	38½	40	41½	42½	44	45½	46½
3	48	49½	50½	52	53½	54½	56	57½	58½	60	61½	62½
4	64	65½	66½	68	69½	70½	72	73½	74½	76	77½	78½
5	80	81½	82½	84	85½	86½	88	89½	90½	92	93½	94½
6	96	97½	98½	100	101½	102½	104	105½	106½	108	109½	110½
7	112	113½	114½	116	117½	118½	120	121½	122½	124	125½	126½
8	128	129½	130½	132	133½	134½	136	137½	138½	140	141½	142½
9	144	145½	146½	148	149½	150½	152	153½	154½	156	157½	158½
10	160	161½	162½	164	165½	166½	168	169½	170½	172	173½	174½
11	176	177½	178½	180	181½	182½	184	185½	186½	188	189½	190½
12	192	193½	194½	196	197½	198½	200	201½	202½	204	205½	206½
13	208	209½	210½	212	213½	214½	216	217½	218½	220	221½	222½
14	224	225½	226½	228	229½	230½	232	233½	234½	236	237½	238½
15	240	241½	242½	244	245½	246½	248	249½	250½	252	253½	254½
16	256	257½	258½	260	261½	262½	264	265½	266½	268	269½	270½
17	272	273½	274½	276	277½	278½	280	281½	282½	284	285½	286½
18	288	289½	290½	292	293½	294½	296	297½	298½	300	301½	302½

坑内員・船員期間換算表〔昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの期間〕

年\月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	—	1½	2½	3½	4½	6	7½	8½	9½	10½	12	13½
1	14½	15½	16½	18	19½	20½	21½	22½	24	25½	26½	27½
2	28½	30	31½	32½	33½	34½	36	37½	38½	39½	40½	42
3	43½	44½	45½	46½	48	49½	50½	51½	52½	54	55½	56½
4	57½	58½	60	61½	62½	63½	64½	66	67½	68½	69½	70½
5	72											

注) この表は、坑内員・船員の実加入期間が何年何月あるかによって、年と月のまじわったところの数字が、換算期間となっています。

て3分の1月を加算

※昭和19年1月1日から昭和21年3月31日までの期間については、1月に対して船舶の航行海域によって1月または2月を加算

なお、老齡基礎年金の年金額を計算する場合は、坑内員・船員の被保険者期間の計算の特例は適用されず、実際の加入期間で計算します。

このほか、被用者の年金制度の加入期間のある人には、次のような特例措置があります。

〔昭和29年4月以前に坑内員であった人の特例〕

継続した15年間に、①「第三種被保険者とみなされた期間」による厚生年金保険の被保険者期間が16年（実期間12年）あるか、②「第三種被保険者とみなされた期間」と昭和29年5月以後の第三種被保険者期間による厚生年金保険の被保険者期間が16年あれば、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。（法附6012①-6）

注）昭和29年4月の厚生年金保険法改正前の坑内員の期間は、「第三種被保険者とみなされた期間」とされています。

〔漁船に乗り組んだ期間の特例〕

昭和27年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月31日までに船員保険の被保険者として漁船に乗り組んだ期間が11年3カ月以上あれば、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。（法附6012①-7）

なお、この場合、次の①～③の期間については、「漁船に乗り組んだ期間」から除外されることになっています。

- ① 母船式漁に従事する漁船に乗り組んだ期間（作業員として乗り組んだ期間を除く）または汽船捕鯨に従事する漁船に乗り組んだ期間
- ② 漁猟場より漁獲物を運搬する漁船に乗り組んだ期間
- ③ 漁業に関する試験・調査・指導・訓練または取り締まりに従事する漁船に乗り組んだ期間

●共済組合期間の特例

以下の特例は、平成29年8月以後は老齢基礎年金については適用する必要がなくなり、遺族基礎年金等の資格期間について適用されることになりました。

〔警察職員・衛視等の特例〕

警察職員・衛視等で、昭和55年1月1日（この日を基準日といいます）前に警察職員・衛視等であった期間がある人は、基準日前に警察職員・衛視等であった組合員期間が15年以上あるか、または基準日前の期間に応じて下表の右欄の期間がある人は、老齢基礎年金の受給資格期間があるものとみなされます。

（法附60)12①-8・12）

基準日前の警察職員 衛視等であった期間	資格期間
12年以上15年未満	15年
9年以上12年未満	16年
6年以上9年未満	17年
3年以上6年未満	18年
3年未満	19年

※昭和36年4月1日前の期間は、昭和36年4月1日まで引き続けている期間に限ります。ただし、共済組合の警察職員・衛視等の特例によって退職共済年金が受けられる場合（昭和36年4月1日前の引き続かない期間を合わせて前表の期間を満たした場合であってもよい）は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。（法附60)12①-8～13）

* 国家公務員共済組合法でいう衛視等とは、次の①～④に規定されるものをいいます。①衛視である国会職員、②副看守長・看守部長または看守である法務事務官、③海上保安士である海上保安官、④陸曹長・海曹長または空曹長以下の自衛官。

* 地方公務員等共済組合法でいう警察職員とは、警部補・巡査部長または巡査である警察法第56条第2項に規定する地方警察職員をいいます。

〔40歳以上15年の特例〕

公務員の定年を定めた国家公務員法の改正法公布の日（昭和56年6月11日）・

老齢基礎年金（資格期間）

地方公務員法の改正法公布の日（昭和56年11月20日）に、国家公務員共済組合または地方公務員等共済組合などの組合員であって、定年退職まで引き続き組合員であった人は、40歳に達した日の属する月以後の共済組合員期間が15年以上あれば、退職共済年金が支給されます。この特例によって退職共済年金を受けられる場合は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。（法附6012①-8・13）

なお、定年などによる退職をした後、引き続き長期給付の規定の適用だけを受ける組合員（特例継続組合員といいます）となった場合は、7年6カ月以上は特例継続組合員以外の組合員期間でなければならないことになっています。

〔恩給期間がある人の特例〕

1. 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の施行日（昭和34年1月1日）の前日に恩給公務員であった人については、施行日前の在職年に応じて、老齢基礎年金の受給資格期間が次の表の右欄のように短縮されます。（法附6012①-10）

昭和34年1月1日前の在職年	資格期間
11年以上	17年
5年以上11年未満	18年
5年未満	19年

2. 昭和34年9月30日に恩給法の適用を受けた公務員で、同年10月1日に国家公務員共済組合の長期組合員となった人（恩給更新組合員といいます）で衛視等については、昭和34年10月1日前の警察監獄職員としての在職年に応じて、同日以後の衛視等の期間とあわせた期間が次の表の右欄の年数であれば、老

昭和34年10月1日前の警察在職年	資格期間
8年以上	12年
4年以上8年未満	13年
4年未満	14年

齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。(法附60)12①-10)

※前記1.および2.で、昭和36年4月1日前の期間は昭和36年4月1日まで引き続いた期間であることが必要です。

3. ①前記の期間短縮の特例で退職共済年金を受けられる人、②前記施行日前に恩給公務員以外の国の職員の期間、終戦まで外国政府等に勤務した期間など特殊な期間を加算すると20年に達することにより退職共済年金が受けられる人は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。(法附60)12①-11)

〔年金条例職員の期間がある人の特例〕

1. 地方公務員共済組合法の施行日(昭和37年12月1日)の前日に、地方公共団体の退職年金条例の適用を受けていた人は、年金条例の退隠料の最短年金年限と施行日前の年数に応じて、老齢基礎年金の受給資格期間が次の表の右欄の年数に短縮されます。(法附60)12①-14)

退隠料の最短年金年限	昭和37年12月1日前の条例在職年	資格期間
19年以上20年未満	20年未満	19年
18年以上19年未満	9年以上 9年未満	18年 19年
17年以上18年未満	11年以上 5年以上11年未満 5年未満	17年 18年 19年
16年以上17年未満	12年以上 8年以上12年未満 4年以上8年未満 4年未満	16年 17年 18年 19年
15年以上16年未満	12年以上 9年以上12年未満 6年以上9年未満 3年以上6年未満	15年 16年 17年 18年

老齡基礎年金（資格期間）

	3年未満	19年
14年以上15年未満	11年以上 8年以上11年未満 5年以上8年未満 2年以上5年未満 2年未満	14年 15年 16年 17年 18年
13年以上14年未満	10年以上 8年以上10年未満 6年以上8年未満 4年以上6年未満 2年以上4年未満 2年未満	13年 14年 15年 16年 17年 18年
12年以上13年未満	10年以上 8年以上10年未満 6年以上8年未満 4年以上6年未満 2年以上4年未満 2年未満	12年 13年 14年 15年 16年 17年
11年以上12年未満	9年以上 7年以上9年未満 6年以上7年未満 4年以上6年未満 3年以上4年未満 1年以上3年未満 1年未満	11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年
11年未満	8年以上 7年以上8年未満 6年以上7年未満 5年以上6年未満 3年以上5年未満 2年以上3年未満 1年以上2年未満 1年未満	10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年

2. 地方公務員共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に退職年金条例の適用を受けていて、前記1.に該当しない人が、退隠料などの算定の基礎とならない年金条例職員期間があって、同法の施行日前の条例在職年と施行日以後の組合員期間を合算すると、次の表の右欄に該当する場合も、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。（法附60)12①-14）

退隠料の最短年金年限	昭和37年12月1日前の条例在職年	資格期間
19年以上20年未満	20年未満	19年
18年以上19年未満	9年以上 9年未満	18年 19年
18年未満	11年以上 5年以上11年未満 5年未満	17年 18年 19年

3. 地方公共団体の長であった期間が12年未満の知事等で、地方公務員共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に退職年金条例の適用を受けていた人が、同法の施行日前に地方公共団体の長であった期間（長とみなされた期間を含む）に係る条例在職年の年数と施行日以後の地方公共団体の長であった期間の年数を、次の算式により合算した期間が12年以上であれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。（法附60)12①-14）

$$\left(\begin{array}{l} \text{施行日前の知事} \\ \text{等の条例在職年} \end{array} \right) \times \frac{12\text{年}}{\text{知事等の退隠料の最短年金年限}} + \left(\begin{array}{l} \text{施行日以後の知事} \\ \text{等であった期間} \end{array} \right)$$

* 知事等とは、都道府県知事または市町村長である年金条例職員で、退隠料の最短年金年限または基本率について他の年金条例職員と異なった取扱いを受ける人をいいます。

4. 地方公務員共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に恩給法の適用を受けていた警察職員が、同法の施行日前の警察在職期間に応じて、施行日前の警察在職期間と施行日以後の警察職員であった期間を合算すると次の

老齡基礎年金（資格期間）

表の期間があれば、老齡基礎年金の受給資格期間を満了したものとされます。

（法附60)12①-14）

昭和37年12月1日前の警察在職年	資格期間
8年以上	12年
4年以上8年未満	13年
4年未満	14年

5. 地方公務員共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に退職年金条例の適用を受けていた消防組合員は、80・81頁の表の左欄の退隠料の最短年金年限と中欄の消防職員としての年金条例職員期間に応じて、消防職員としての年金条例職員期間に係る条例在職年と施行日以後の消防組合員の期間を合算すると右欄の年数以上の期間になれば、老齡基礎年金の受給資格期間を満了したものとされます。（法附60)12①-14）

*消防職員とは、消防司令補・消防士長・消防士または常勤の消防団員である年金条例職員で、退隠料などについて警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいいます。

*消防組合員とは、消防司令補・消防士長・消防士または常勤の消防団員である組合員をいいます。

6. 前記1.～5.の特例で、昭和36年4月1日前の期間については昭和36年4月1日まで引き続いた期間であることが必要ですが、地方公務員等共済組合から前記1.～5.の特例によって退職共済年金が受けられる場合（同日前の引き続かない期間をあわせて前記1.～5.の特例を満了した場合であってもよい）は、老齡基礎年金の受給資格期間を満了したものとされます。（法附60)12①-15）

〔地方公共団体の長の特例〕

新制度の施行日（昭和61年4月1日）前の地方公共団体の長であった組合員期間が12年以上あるか、生年月日に応じて地方公共団体の長であった組合員期間が12年～19年あるか、またはこの項の規定の適用を受けることにより退職共済年金を受けられるときは、老齡基礎年金の受給資格期間を満了した

ものとみなされます。(法附6012①-16)

〔私立学校教職員共済の特例〕

私立学校教職員共済では、国家公務員共済組合の退職共済年金の給付に準じた給付を行っており、国家公務員共済組合法の規定を読み替えて適用しています。このうち、私立学校教職員共済法の昭和36年改正法の施行日（昭和37年1月1日）の前日に恩給財団における従前の例による人で組合員期間が15年以上ある人については、国家公務員共済組合法の受給資格期間15年～19年の特例の規定を読み替えて退職共済年金を支給することになっています。この特例により退職共済年金の受給資格期間がある人は、老齢基礎年金の受給資格期間があるものとされます。(法附6012①-17)

恩給などを受けられる人の特例

旧通算年金通則法による老齢または退職を支給事由とする次の給付を受けられる人は、老齢基礎年金の受給資格期間があるものとみなされます。(法附6012①-19)

- (1) 恩給法による年金給付
- (2) 地方公務員の退職年金に関する条例による年金給付(通算退職年金を除く)
- (3) 共済組合が成立する以前の厚生年金保険の被保険者期間について共済組合が支給する年金給付
- (4) 執行官法による年金給付
- (5) 旧令共済組合の組合員期間について国家公務員共済組合連合会が支給する年金給付

●沖繩の特例

昭和45年1月1日に沖繩の厚生年金保険の被保険者であった人で、同日前の5年間、引き続き沖繩に住所を有していた人の昭和45年1月1日以後の厚生年金保険の被保険者期間（第四種被保険者または船員任意継続被保険者等の期間が2分の1に満たないものに限る）が生年月日に応じて次の表の期間以上ある人は、73頁の(3)に該当したものとみなして老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。(沖繩令64-1)

老齡基礎年金（資格期間）

生 年 月 日	受給資格期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	12年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	13年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	14年

なお、同日以後の第三種被保険者（坑内員・船員）としての被保険者期間（平成3年3月までの実際の加入期間は3分の4倍または5分の6倍して計算される）が生年月日に応じて前記の期間（船員任意継続被保険者等の期間が2分の1に満たないものに限る）以上ある人は、坑内員・船員として73頁の(3)に該当したものとみなされます。（沖繩令64-2）

また、「沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」および「沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」により退職共済年金を受けられる人については、84頁の「私立学校教職員共済の特例」に該当するものとみなされ、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。（沖繩令64-3・4）

3 加入期間とは

老齢基礎年金に必要な加入期間には、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間のほか、昭和61年3月以前の厚生年金保険などの加入期間で国民年金の保険料納付済期間とみなされる期間や、合算対象期間が含まれます。

●保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、次の期間をいいます。

- (1) 国民年金の第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者（いずれも任意加入被保険者を含む）期間のうち、保険料を納めた期間および産前産後保険料免除期間（国年法5①、同法附5⑩、法附60⑧①）
- (2) 国民年金の第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者・共済組合等の組合員または加入者）期間のうち、20歳以上60歳未満の期間（ただし、障害基礎年金と遺族基礎年金については、20歳前と60歳以後の期間も保険料納付済期間とされます）（国年法5①、法附60⑧②⑨）
- (3) 国民年金の第3号被保険者（厚生年金保険の被保険者および共済組合等の組合員または加入者の被扶養配偶者）期間（国年法5①）
- (4) 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険および船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち、20歳以上60歳未満の期間（ただし、障害基礎年金と遺族基礎年金については、20歳前と60歳以後の期間も保険料納付済期間とされます）（法附60⑧②⑨）

ただし、時効により保険料が徴収できない上記の(2)、(3)の期間は、保険料納付済期間とされません。（国年法附7の2、7の3）

●保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付を免除された期間を合算した期間で、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の1免除期間を合算した期間のことをいいます。保険料全額免除期間には、国民年金法の規定に該当することにより当然に納付を免除された期間（法定免除期間）、申請によって納付を免除された期間、学生納付特例期間、納付猶予

老齢基礎年金（加入期間とは）

期間があります（国年法5③，法附60⑧①，法附平16⑱④，法附平26⑭③）。また，保険料半額免除期間，保険料4分の3免除期間および保険料4分の1免除期間は，申請により保険料の半額，4分の3および4分の1について納付を免除された期間のことです。ただし，学生納付特例期間および納付猶予期間は，法定免除期間や申請免除期間とは違って，老齢基礎年金の年金額には反映されません。（国年法27，法附平16⑱④，法附平26⑭③）

*なお，保険料半額免除期間，保険料4分の3および4分の1免除期間などは，加入期間を見る場合，保険料免除期間とみなされます。（国年法5②）

●合算対象期間

合算対象期間とは，次の期間をいいます。なお，この合算対象期間は，老齢基礎年金の年金額には反映されません（いわゆるカラ期間）。

(1) 被用者年金制度の加入者（厚生年金保険の被保険者（昭和61年3月までの船員保険の被保険者も含む）および共済組合等の加入者）の場合

- ① 昭和36年4月以後の被用者年金制度の加入者の期間のうち20歳未満の期間と60歳以後の期間（法附60⑧④⑤－6）
- ② 昭和36年3月以前の厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和36年4月以後に公的年金の加入期間がある人に限る）（法附60⑧⑤－3・4）
- ③ 昭和36年4月まで引き続けている昭和36年3月以前の共済組合の組合員の期間（法附60⑧⑤3）

*上記①～③の期間については，各被用者年金制度の独自給付である経過的加算（160頁参照）の対象となります。

- ④ 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間のうち，昭和36年4月以後の期間（昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間（免除期間を含む）がある人に限る）（法附60⑧⑤－7）

*共済組合が支給した退職一時金の計算の基礎になった昭和36年4月から昭和61年3月までの期間については，保険料納付済期間とみなされる場合と，合算対象期間とされる場合があります。（法附60⑧⑤－7の2）

*昭和6年4月2日以後に生まれ，昭和61年3月31日に共済組合の退職年金

または減額退職年金の受給権がある人については、その退職年金等の算定の基礎になっている組合員期間のうち昭和36年4月以後の期間は合算対象期間とされます。(法附60)8⑤-4の2)

(2) 被用者年金制度の加入者の配偶者などの場合

① 被用者年金制度の配偶者の期間——昭和36年4月から昭和61年3月までは、厚生年金保険、船員保険および共済組合の加入者の配偶者で20歳以上60歳未満の人は国民年金に任意加入の扱いになっていましたが、任意加入しなかった期間は合算対象期間になります。(法附60)8⑤-1)

② 年金受給者とその配偶者などの期間——被用者年金制度等から支給される老齢(退職)年金受給権者とその配偶者、老齢(退職)年金の受給資格期間を満した人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者は、国民年金の任意加入者となっていましたので、これらの人で任意加入しなかった昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の期間は合算対象期間とされています。(法附60)8⑤-1)

*昭和61年4月以後に国民年金の任意加入の扱いとなるのは、上記のうち、老齢(退職)年金受給権者(恩給などの受給者も含む)に限られます。

(3) 海外在住者、学生などの期間

① 学生、海外在住者など、国民年金に任意加入できる期間などのうち、国民年金の被保険者とならなかった期間(昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の期間に限る)(国年法附7①、法附60)8⑤-1・9)

*学生は、平成3年4月1日から強制加入の第1号被保険者となっています。

② 昭和61年3月までに国民年金の任意脱退(60歳に達するまでに被保険者期間が25年にならないため国民年金を脱退)の承認を受けて、国民年金の被保険者とならなかった期間(法附60)8⑤-2)

③ 国会議員であった期間(60歳以上の期間を除く)のうち、昭和36年4月から昭和55年3月までの期間(法附60)8⑤-8)

④ 日本国籍を取得した人または永住許可を受けた人などの在日期間のうち国民年金の適用除外とされていた昭和36年5月1日から昭和56年12月31日

老齡基礎年金（加入期間とは）

までの20歳以上60歳未満の期間（法附60）8⑤-10）

- ⑤ 日本国籍を取得した人または永住許可を受けた人などの海外居住期間のうち昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日などの前日までの20歳以上60歳未満の海外在住期間（法附60）8⑤-11）

(4) 昭和61年4月以後の新法対象者の期間

- ① 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの任意加入未納期間（改附平2411）
- ② 昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの任意加入未納期間（学生であった期間に限る）（改附平2412）
- ③ 昭和61年4月1日から平成26年3月31日までの任意加入未納期間（昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの任意加入未納期間のうち、学生であった期間を除く）（改附平2413）
- ④ 平成26年4月1日以後における任意加入未納期間（国年法附7①）

●旧令共済組合員であった期間

第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が1年以上あり、老齡基礎年金を受けられる期間を満たしていない人については、第1号被保険者としての保険料納付済期間、保険料免除期間と旧令共済組合に加入していた期間とを合算した期間が25年以上である人が65歳に達すれば、「老齡年金」が支給されることになっています。（国年法附9の3）

ただし、この場合の老齡年金の額は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間によって計算されることになっています。

なお、旧令共済組合とは、184頁の共済組合のことをいいます。

●沖繩の特例

本土復帰前の沖繩の拠出制国民年金は、本土より9年遅れて昭和45年4月1日に発足しましたが、昭和47年5月15日に本土復帰し国民年金に統合されたことにより、大正15年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた人については、昭和36年4月1日（同日に20歳未満の人については、20歳に達した日）から昭和45年3月31日までの間のうち沖繩に住所を有していた期間（月単位）は厚生